

芦教委報告第21号

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

標記のことについて、別紙のとおり報告します。

令和8年3月26日提出

芦屋市教育長 野村 大祐



芦屋市規則第 号

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則（平成27年芦屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太字の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第5条 学校給食費の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食当たりの金額に1月当たりの学校給食を実施した回数（児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市立小学校 <u>343円</u></p> <p>(2) 市立中学校 <u>400円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教職員その他関係者が検食又は給食指導のため学校給食の提供を受ける場合は、1食につき、次の給食費を納付するものとする。</p> <p>(1) 市立小学校における給食の提供を受ける者 <u>343円</u></p> <p>(2) 市立中学校における給食の提供を受ける者 <u>400円</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第5条 学校給食費の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食当たりの金額に1月当たりの学校給食を実施した回数（児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市立小学校 <u>316円</u></p> <p>(2) 市立中学校 <u>367円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教職員その他関係者が検食又は給食指導のため学校給食の提供を受ける場合は、1食につき、次の給食費を納付するものとする。</p> <p>(1) 市立小学校における給食の提供を受ける者 <u>316円</u></p> <p>(2) 市立中学校における給食の提供を受ける者 <u>367円</u></p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(平28規則5・令4規則78・令5規則68・令5規則107・令7規則35・令7規則123・一部改正)</p> <p>(学校給食費の納付期限)</p> <p>第6条 条例第5条に規定する規則で定める日は、<u>市立小学校の児童が学校給食を受ける学期の最終月の翌月の末日とする。ただし、当該日</u>が当該日が<u>芦屋市の休日</u>を定める<u>条例(平成3年芦屋市条例第3号)第2条第3号)第2条第1項各号に規定する休日(以下「休日」という。)</u>に当たるときは、その直後の休日でない日とする。</p> <p>2 <u>条例第5条に規定する規則で定める日は、市立中学校の生徒が学校給食を受ける月の翌月の末日とする。ただし、当該日が芦屋市の休日</u>を定める<u>条例(平成3年芦屋市条例第3号)第2条第1項各号に規定する休日(以下「休日」という。)</u>に当たるときは、その直後の休日でない日とする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒の保護者等(以下「保護者等」という。)</u>が納付期日までに<u>学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</u></p>	<p>(平28規則5・令4規則78・令5規則68・令5規則107・令7規則35・令7規則123・一部改正)</p> <p>(学校給食費の納付期限)</p> <p>第6条 条例第5条に規定する規則で定める日は、<u>児童又は生徒が学校給食を受ける月の翌月の末日とする。ただし、当該日が芦屋市の休日</u>を定める<u>条例(平成3年芦屋市条例第3号)第2条第1項各号に規定する休日(以下「休日」という。)</u>に当たるときは、その直後の休日でない日とする。</p> <p>2 市長は、<u>児童又は生徒の保護者等(以下「保護者等」という。)</u>が前項に規定する日までに<u>学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。</u></p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 令和9年3月31日までの間、この規則による改正後の芦屋市学校給食費に関する条例施行規則第5条第1項の規定にかかわらず、芦屋市学校給食費に関する条例(平成27年芦屋市条例第36号)第4条に規定する児童、生徒の保護者等から徴収する学校給食費の月額は、市立小学校にあつては1食当たり24円、市立中学校にあつては1食当たり332円に1月当たりの学校給食を実施した回数(児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けない回数)を乗じて得た額とする。

## 参 照

### 芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

食材費の物価高騰を受けて、学校給食費徴収額変更のため、この規則を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容（第5条関係）

(1) 学校給食費1食当たりの金額を、市立小学校においては「316円」から「343円」に、市立中学校においては「367円」から「400円」に変更する。

(2) 教職員等の学校給食費徴収額を、市立小学校における給食の提供を受ける者の額を「316円」から「343円」に、市立中学校における給食の提供を受ける者の額を「367円」から「400円」に変更する。

（第6条関係）

小学校給食の納付期限を「学校給食を受ける月の翌月の末日」から「学校給食を受ける学期の最終月の翌月の末日」に変更する。

#### 3 施行期日等

(1) 令和8年4月1日

(2) (経過措置)

令和9年3月31日までの間、この規則による改正後の芦屋市学校給食費に関する条例施行規則第5条第1項の規定にかかわらず、芦屋市学校給食費に関する条例（平成27年芦屋市条例第36号）第4条に規定する児童、生徒の保護者等から徴収する学校給食費の月額、市立小学校にあつては1食当たり24円、市立中学校にあつては1食当たり332円に1月当たりの学校給食を実施した回数（児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。



(事務連絡)  
令和8年4月

芦屋市立学校長様

芦屋市教育委員会  
保健安全・特別支援教育課長

### 学校給食費変更について（通知）

学校給食費について、近年続く物価高騰を受けて、学校給食における食材費も高騰しております。そこで、教育委員会事務局及び学校給食連絡協議会において検討を行い、学校給食価格及び徴収方法を決定しました。

つきましては、貴校所属職員へ周知願います。また、保護者向け文書については別途通知文を作成し送付します。

#### 記

#### 1 学校給食費 1食単価

小学校：316円 ⇒ 343円

中学校：367円 ⇒ 400円

#### 2 保護者負担額及び教職員等の負担額

小学校児童については、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減施策」により、24円。

中学校生徒については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当し、332円。

教職員等については、小中学校それぞれ正規金額の343円と400円。

#### 3 変更期間

令和8年4月1日から令和9年3月末日まで

#### 4 引き落とし方法

4月分の給食費（5月末振替）から、1食単価を変更して引き落とす予定。

**小学校児童及び小学校勤務教職員については、学期毎の徴収とする。**

一学期分は、令和8年8月31日（月）に引き落とし

二学期分は、令和9年2月1日（月）に引き落とし

三学期分は、令和9年4月30日（金）に引き落とし

**中学校生徒及び中学校勤務教職員については、従来通り月毎の徴収とする。**

#### 5 その他

(1) アレルギー対応（牛乳・パン）をしている児童について

令和7年度までは減額措置をしているが、令和8年度より減額対応は行わない。

理由として、保護者負担の24円は芦屋市学校給食の質を担保するために徴収するものであり、副食が該当すると整理されるため。

なお、生徒（中学校）については、これまで通りの対応とする。

(2) 短期間喫食者徴収金額について

小学校において、就学時前施設幼児の体験給食・インターに通う児童（学校に学籍がない児童）・トライアルウィークの中学生といった子ども及び研修会講師・採用前教諭・保護者・ボランティア等の大人の給食費については、正規の金額343円を徴収する。